

令和3年度事業計画

公益財団法人 私立大学通信教育協会

大学通信教育を開設する大学、大学院及び短期大学を維持会員とする唯一の団体である公益財団法人私立大学通信教育協会は、定款第3条に定める目的の大学通信教育の振興を図るために、次の事業を実施する。

I 公益目的事業

公益目的事業は、本協会が定款に定める公益を目的として実施するものである。

1. 大学通信教育の周知普及事業(公1)

大学通信教育の周知普及活動は、社会一般に開かれた周知普及であり、「情報の公表」による入学希望者のための大学等の紹介でもある。本協会では、大学通信教育で学ぶ者が増加することを目標とした周知普及活動を効果的に実施する。とりわけ、新型コロナウイルス対策による安全性の確保やポストコロナを見据えた周知普及事業の検討に努める。

(1) 面談による事業

①大学通信教育の入学説明会の開催

入学希望者が、大学通信教育全般の理解を深め、目的にあった大学等の選択ができるように、春期及び秋期に合同入学説明会を開催する。なお、説明会の開催に係る周知は、インターネット広告、新聞、市区町村の広報誌等への掲載を行い、効果的に実施する。

②都道府県主催の合同入学説明会に協会が後援を行うなど、地方自治体と連携して、大学通信教育の周知・普及を促進するための働きかけを行う。

③生涯学習に関する説明会への参加

大学通信教育の周知普及のために、他団体等が開催する生涯学習に関する説明会等に参加する。

(2) インターネット利用による事業

①ホームページでの大学通信教育の周知普及活動

②インターネット広告での周知

インターネットを利用して、大学通信教育の周知普及に役立つ広告掲載を企画する。

(3) 冊子等の配布及び広告利用による事業

①『大学通信教育ガイド』等の刊行及び配布

入学希望者が、大学通信教育全般の理解を深め、目的にあった大学を選択する手助けとなる大学通信教育の概要や大学通信教育設置校の紹介を掲載した『大学通信教育ガイド』(大学・短大編及び大学院編)を刊行し、配布先を選定して充実した配布を行う。

また、大学通信教育の概要を掲載したリーフレットの配布、都道府県教育委員会や各種団体へのきめ細かな広報活動を実施して、これまで以上の周知普及に努める。

②大学通信教育に関する広告での周知

大学通信教育の周知普及に役立つ広告掲載を企画する。

2. 大学通信教育の調査事業(公2)

(1) 大学通信教育に関する各種調査の実施と結果の刊行

- ①各大学の実態に関する調査の実施と結果の刊行
- ②「大学通信教育実態調査 令和3(2021)年度」の実施と結果の刊行
- ③「第10回大学通信教育学生生活実態調査」の実施と結果の刊行

(2) 通信教育に関する基礎資料、図書及び定期刊行物等の収集

(3) 調査結果に基づく関係諸機関への情報提供、意見提出及び公表

調査及び資料収集の結果を大学通信教育の質的向上と学習環境の改善に役立てるために、本協会事務局や専門委員会で分析等を行い、大学通信教育に関する大学等の教育研究機関や行政機関等に資料提供を行い参考に供する。

また、大学通信教育の質的向上を図るために様々な課題等について、大学通信教育開設校からの意見集約を行い、関係諸機関との情報意見交換や意見の提出を行う。具体的には主に次の4事項についてである。

- ①大学通信教育の質保証及び学びやすい環境のための関係諸機関への働きかけ
- ②社会人の教員養成と学び続ける教員のための大学通信教育に関する提言
- ③大学通信教育にかかる私学助成に対する働きかけ
- ④メディア授業推進のための調査研究

II 収益事業

収益事業は、定款第3条の目的である大学通信教育の振興を図るために、純利益を「I 公益目的事業」の事業費として活用することを目的に実施する。

1. 教材の販売及び管理(収1)

教材の販売管理システムの改善を図り、教材の販売及び管理を行う。

2. ビル賃貸事業(収2)

本協会所有の大学通信教育ビル(5階建)の本協会使用フロア以外を賃貸する。

III その他の事業(他1)

その他の事業は、大学通信教育の質的向上を図るために、大学通信教育開設校が協力して実施する事業である。

大学通信教育の学習環境改善事業

(1) 大学通信教育職員研修会の開催

学生の指導サポート体制の充実を目的に、運営委員会が中心となり、大学通信教育に携わる職員を対象とする職員研修会を開催して職員の能力向上に努める。

(2) 研究会及び情報意見交換会等の開催

大学通信教育の質的向上を目的に、大学通信教育の各種課題をテーマとして、大学通信教育を担う教職員を対象に講演、シンポジウム、情報意見交換会等を開催する。また、比較的少ない校数が該当するテーマであっても加盟校から提案があった場合は、実務者による連絡会を開催する。

(3) 『UCEニューズレター(季刊)』の発行と配付

大学通信教育に関する情報及び本協会の活動等の情報を掲載した『UCEニューズレター(季刊)』を発行し、大学通信教育を担う教職員に配付して教育の改善等のための資料とする。

(4) 面接授業出席に関する勸奨状の発行

社会人学生の学習環境改善事業として、大学通信教育開設校が学生の勤務先に提出する面接授業出席のための勸奨状を発行する。なお、勸奨状には、文部科学省の面接授業を勸奨する文書を添付する。